

● 「土地開発公社運営健全化 補助金交付要綱案の制定」について反対の討論**● 請願「町議会の常任委員会傍聴を許可することを求める請願」についての賛成の討論**

議案第3号 平成23年度津幡町一般会計予算の中の、土地開発公社運営健全化助成費4000万円について反対の討論をします。

1) まず反対する第一の理由として、土地開発公社の欠損金の穴埋めにいきなり4000万円を計上しますというこの手順はおかしい。きちんとした手順を踏んでいないということをまず申し上げます。

2月17日の全員協議会の場で、とうとつに町土地開発公社運営健全化補助金交付要綱(案)が出されました。土地開発公社に3億8000万円の損失が見込まれるので、その3億8000万円の欠損金を補助するために、今後5年間にわたり、補助限度額を1億9000万円として、一般財源から土地開発公社に繰り入れるという話でした。そしていま2011年度一般会計予算に4000万円が本会議に計上されているわけです。予算が通れば、一般財源から4000万円を土地開発公社に繰り入れて執行し、要綱が決定されるという順序だそうです。

急遽、わたしは、3月3日の本会議の一般質問でその多くの時間を土地開発公社に費やすことにいたしました。そこでようやく明らかになったこともありましたが、土地開発公社の損失等について、議会に対してきちんと説明されているとは到底思えません。

一方、肝心の土地開発公社の健全化計画はどうなっているのかといえば、事務局側によりこの3月上旬に策定済みであると、昨日の全員協議会で報告を受けました。3月上旬とは、この本会議が3日に始まったことを考えても、同時期に健全化計画案を事務局側が策定したということになります。そして今月末ごろに開かれる理事会を経たのち、その健全化計画が議会に報告されるというこのような順序で進めますということ、これまた昨日の全員協議会の場で説明を受けました。

この手順はおかしいと思います。

(本来なら、町土地開発公社運営健全化補助金交付要綱(案)を議会に示す前に、土地開発公社の実態、現状を議会に公表し、詳細に説明して、その上で補助金等の対策を含め、土地の売買についても議会に図っていくべきではなかったかと思います。)

本来ならまず、土地開発公社は、議会に対して、損失の経緯を丁寧に説明し、問題点を示さなければならないと思います。しかし、わたしたち議員は、土地開発公社の欠損金3億8000万円についてきちんとした説明を受けていません。その3億8000万円という欠損の金額についても、購入予定地として押さえられている土地をも、時価とみ

なした坪 50000 円で売ったとしたら、損失は 4 億 5 0 0 0 万円にふくらむということが、本会議初日の最終答弁で明らかになりました。本来なら土地開発公社の理事会で審議され、要綱の提案がされ、そうしてそのすべての経緯と問題点について議会に説明し、議会に諮り、補助限度額 1 億 9 0 0 0 万円の提案がされるべきです。

今回いきなり、一般財源から土地開発公社に 4 0 0 0 万円を繰り入れるというやりかたは、余りにも議会を軽視しています。町民を蚊帳の外にしているに等しいと思います。まずは、議会、町民への丁寧な説明がされなければなりません。

土地開発公社にはその業務の公共性から、公社への出資は地方自治体しか行うことが出来ないなどの制約がある一方、地方自治体が公社の債務を保証するなどの優遇措置が図られていて、つまり自治体である町が金融機関への保証人となり、土地開発公社がその借金を返せなくなったときの返済は自治体が保証するということになっています。

土地開発公社の土地売買等の運営に関しては、自治体と土地開発公社とは別会計で、議決は必要なく、議会のチェックが働かずに、いままで放置されてきました。議会、町民に、図られることはないけれど、町民は借金の保証人にはなっているということになります。

最終的には、土地開発公社の債務は、町が責任を持ち、税金から支払われるのですから、多額の損失が出るのであれば、まずは議会、町民への丁寧な説明は当然のことです。

2 月 17 日、全員協議会で土地開発公社の欠損金についての話があったあと、すぐ同日の 17 日に、情報公開で土地開発公社理事会の会議録と添付された資料の提出を求めましたが、今もその会議録、資料ともいただいております。資料が大量で、黒塗りに時間がかかるということですが、資料がなくて、どう判断しろというのでしょうか。

2) 番目の理由として土地の評価額の根拠があいまいだということですが。

簿価が 8 5 0 0 0 円である土地を 5 0 0 0 0 万円として売り、その結果 3 億 8 0 0 0 万円の欠損金が出るということですが、土地評価額を 5 0 0 0 0 円とした根拠は 2 0 0 9 年度に売った土地が坪 5 0 0 0 0 円だったからと聞きましたし、土地評価基準の一覧表はないという一般質問に対する町長の答弁でした。

土地鑑定士に鑑定を頼むとその鑑定料にお金がかかるから頼んでいないということで、2 0 0 9 年度の土地売買価格を基準にして、3 億 8 0 0 0 万の損失を算出しています。しかしこの金額が適正な価格であるという保証はありませんし、今後損失がもっと膨らむことも予想されます。土地鑑定を行わないのはおかしいではないか。

土地鑑定料にお金がかかるから、していないということでしたが、では、もし鑑定したらどの程度の鑑定料がかかるのかと今回の一般質問で質問しても、答弁はいただけませんでした。億単位の損失がでるというのに、土地鑑定はやりませんというのは、納得できません。

3) 番目として土地開発公社を今後どうするのかについての根本的解決、抜本的解決に向けての姿勢が感じられないということです。

土地開発公社についての、今後のあり方をも含めて議会でも議論されなければ、4000万円の補助金は一時しのぎになるとも考えられ、これは問題の先送りであり、根本的な解決にはならない。本来なら住民の福祉や教育等のサービスに使われたかもしれないお金を、土地開発公社の欠損金の穴埋めにするというのなら、根本的な解決にまで踏み込んで考えなければならぬ、一時しのぎであってはなりません。

いまのこの状況は、説明不足、議論不足、検討不足であり、抜本的解決策が示されていません。

4) 番目として、土地開発公社の理事会と監事の構成についてですが。理事と監事は町長が任命し、実質的には、自治体と一体の組織であり、外部のチェックが働きにくく、透明性、公開性に欠けるという批判の声があります。不透明であり、議会にも情報を開示し、理事会のあり方や今後の土地開発公社については、十分に審議されなければなりません。

請願第5号 町議会の常任委員会傍聴を許可することを求める請願について賛成の討論をします。以下は討論の要約です。

- 1) 近隣自治体の傍聴事例について。金沢市、内灘町、河北市、小矢部市すべての自治体で実際に傍聴されている。
- 2) 傍聴によって、結果のみでなく、審議のその経緯を知ることができる。このことは、重要なことである。
- 3) 4年以上にわたり町民は傍聴を求めているのに傍聴ができない、傍聴の許可がない。このことは何をしめしているのか。ただ問題をずるずるとのぼしているだけだ。議会側には、傍聴させる気が、もともとないのではないか。
- 4) 議会改革検討特別委員会で傍聴に向けて検討するのであれば、この請願は当然採択にならねばおかしい。傍聴へ向けてその方策を考えるために、今後議会改革検討特別委員会で検討されるのだから、この請願を採択して、次回の委員会までにその条件を整えるべきである。
- 5) 「部屋が狭く、傍聴人の息が吹きかかるような部屋では、審議できない」という理由で委員会傍聴に反対するという議員の意見がある。町民を代表する議員がこのような理由で町民の傍聴を拒絶するとは、議員失格である。まったく理由にならない。